

高知県無人航空機による空中散布実施要領新旧対照表

新要領	旧要領
<p>平成 28 年 1 月 19 日 制定 平成 28 年 4 月 27 日 一部改正 平成 29 年 9 月 25 日 一部改正 平成 30 年 5 月 1 日 一部改正 令和元年 7 月 30 日 一部改正 令和 3 年 5 月 25 日 一部改正 <u>令和 5 年 8 月 16 日 一部改正</u></p>	<p>平成 28 年 1 月 19 日 制定 平成 28 年 4 月 27 日 一部改正 平成 29 年 9 月 25 日 一部改正 平成 30 年 5 月 1 日 一部改正 令和元年 7 月 30 日 一部改正 令和 3 年 5 月 25 日 一部改正</p>
<p>第 1 条 趣 旨 (省略)</p>	<p>第 1 条 趣 旨 (省略)</p>
<p>第 2 条 定義 この要領において、以下に掲げる用語は、次の定義に従うものとする。 (1)～(5) (省略) (6) 補助者 無人ヘリコプターまたは無人マルチローターの飛行状況、周辺区域の変化等を監視し、的確な<u>指示</u>を行うとともに、飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないよう注意喚起を行い、操縦者を補助する者</p>	<p>第 2 条 定義 この要領において、以下に掲げる用語は、次の定義に従うものとする。 (1)～(5) (省略) (6) 補助者 無人ヘリコプターまたは無人マルチローターの飛行状況、周辺区域の変化等を監視し、的確な<u>指導</u>を行うとともに、飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないよう注意喚起を行い、操縦者を補助する者</p>

第3条 空中散布の実施

1 空中散布の計画

(1)～(2) (省略)

(3) 実施主体は、(1)の空中散布計画書を、空中散布を実施する日の10日前までに、環境農業推進課長に提出して指導及び助言を受けること。また、当該地域の地図も提出することとする。当該届出については、郵送、電子メール又は高知県電子申請サービスによる提出を可能とする。実施計画に変更があった場合は、別記様式1により、速やかに変更内容を環境農業推進課長に提出すること。

2～3 (省略)

4 空中散布の実績

実施主体は、空中散布の実施後、速やかに実施場所、実施月日、作物名、散布資材名、10a当たりの使用量又は希釈倍数等について記載した実績報告書(別記様式2)を作成し、環境農業推進課長に提出すること。当該届出については、郵送、電子メール又は高知県電子申請サービスによる提出を可能とする。

第4条 事故発生時の対応

空中散布を実施した場合の事故発生時の対応については、次のとおり実施する。

1 事故の種類は、以下のとおりとする。

(1) 農薬事故

空中散布中の農薬のドリフト、流出等の農薬事故

第3条 空中散布の実施

1 空中散布の計画

(1)～(2) (省略)

(3) 実施主体は、(1)の空中散布計画書を、空中散布を実施する日の10日前までに、環境農業推進課長に提出して指導及び助言を受けること。また、当該地域の地図も提出することとする。当該届出については、電子メールによる提出を可能とする。実施計画に変更があった場合は、別記様式1により、速やかに変更内容を環境農業推進課長に提出すること。

2～3 (省略)

4 空中散布の実績

実施主体は、空中散布の実施後、速やかに実施場所、実施月日、作物名、散布資材名、10a当たりの使用量又は希釈倍数等について記載した実績報告書(別記様式2)を作成し、環境農業推進課長に提出すること。当該届出については、電子メールによる提出を可能とする。

第4条 事故発生時の対応

空中散布を実施した場合の事故発生時の対応については、次のとおり実施する。

1 事故の種類は、以下のとおりとする。

(1) 農薬事故

空中散布中の農薬のドリフト、流出等の農薬事故

(2) その他

無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の所有する物件の損壊、航空機との衝突又は接触、飛行時における機体の紛失等

2 実施主体は、1の(1)に規定する事故が発生した場合は、事故報告書(別記様式3)を作成し、環境農業推進課長に提出すること。当該届出については、郵送、電子メール又は高知県電子申請サービスによる提出を可能とする。

3 事故報告書は、空中散布委託者と空中散布実施者が十分連携して、事故発生後直ちに第1報(事故の概要、初動対応等)を、事故発生から1ヶ月以内に最終報(事故の詳細、被害状況、事故原因、再発防止策の策定)を作成すること。

4 実施主体は、1の(2)に該当する事故が発生した場合は、「無人航空機の事故及び重大インシデントの報告要領」(令和4年11月4日付け国空無機第223052号)に基づき、ドローン情報基盤システム(DIPS)の事故等報告機能を用いて速やかに報告すること。

以下、省略

(2) その他

無人ヘリコプターまたは無人マルチローターの飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失又は航空機との衝突若しくは近接事案

2 実施主体は、1の(1)に規定する事故が発生した場合は、事故報告書(別記様式3)を作成し、環境農業推進課長に提出すること。(追加)

3 事故報告書は、空中散布委託者と空中散布実施者が十分連携して、事故発生後直ちに第1報(事故の概要、初動対応等)を、事故発生から1ヶ月以内に最終報(事故の詳細、被害状況、事故原因、再発防止策の策定)を作成すること。

4 実施主体は、1の(2)に該当する事故が発生した場合は、直ちに大阪航空局保安部運用課又は高知空港事務所に報告する。なお、夜間等の執務時間外における報告については、24時間運用されている高知空港事務所に連絡を行う。

大阪航空局保安部運用課 06-6949-6609

高知空港事務所 088-863-2620

以下、省略

別記様式3(無人航空機による空中散布に伴う事故報告書)

別記様式3

無人航空機による空中散布に伴う事故報告書
(第 報)

報告者所属・氏名:
連絡先:
報告日時: 年 月 日 () 時 分

【基本情報】 ※ 初期の報告(第1報など)については、事故発生の報告を優先し、報告時点で記入可能な情報のみで可

1	発生日時	年 月 日 () 時 分 (散布作業開始時間: 時 分)			
2	発生場所(都道府県名から)				
3	操縦者氏名及び 技能証明書番号(又は技能 認証番号)	氏名:	技能証明書番号: 技能認証番号:		
4	使用機体	機種:	機体記号等: 機体認証書番号:		
5	作業時の気象状況	天気:	(気温):	風向・風速:	
6	防除内容	作物:	対象病害虫等:		
7	薬剤	薬剤名:	希釈倍率:	散布前積載量:	
8	実施主体	防除委託者:	防除実施者:		
9	作業実施体制	操縦者	名	補助者	名 (その他) 名
10	事故の概要				
11	被害の状況	有の場合、その内容			
	人への被害	無	確認中	有	
	家畜への被害	無	確認中	有	
	農作物への被害	無	確認中	有	
	薬剤の流出	無	確認中	有	
	周辺建物への被害	無	確認中	有	
12	航空法の許可・承認書の 発行日及び番号	許可・承認書	発行日:	月 日 番号:	

注1. 技能認証番号には、操縦者の能力等に関する基準を制定している団体等により講習会等を受講し、技能認証を受けている場合には、当該認証の番号を記載すること。技能認証番号を有しない場合には空欄とする。

注2. 機体記号には、機体を識別できる製造番号等を記載すること。

別記様式3(無人航空機による空中散布に伴う事故報告書)

別記様式3

無人航空機による空中散布に伴う事故報告書
(第 報)

報告者所属・氏名:
連絡先:
報告日時: 年 月 日 () 時 分

【基本情報】 ※ 初期の報告(第1報など)については、事故発生の報告を優先し、報告時点で記入可能な情報のみで可

1	発生日時	年 月 日 () 時 分 (散布作業開始時間: 時 分)			
2	発生場所(都道府県名から)				
3	操縦者氏名及び 技能認証番号	氏名:	技能認証番号:		
4	使用機体	機種:	機体記号:		
5	作業時の気象状況	天気:	(気温):	風向・風速:	
6	防除内容	作物:	対象病害虫等:		
7	薬剤	薬剤名:	希釈倍率:	散布前積載量:	
8	実施主体	防除委託者:	防除実施者:		
9	作業実施体制	操縦者	名	補助者	名 (その他) 名
10	事故の概要				
11	被害の状況	有の場合、その内容			
	人への被害	無	確認中	有	
	家畜への被害	無	確認中	有	
	農作物への被害	無	確認中	有	
	薬剤の流出	無	確認中	有	
	周辺建物への被害	無	確認中	有	
12	航空法の許可・承認書の 発行日及び番号	許可・承認書	発行日:	月 日 番号:	

注1. 技能認証番号には、操縦者の能力等に関する基準を制定している団体等により講習会等を受講し、技能認証を受けている場合には、当該認証の番号を記載すること。技能認証番号を有しない場合には空欄とする。

注2. 機体記号には、機体を識別できる製造番号等を記載すること。